

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年3月25日
【会社名】	株式会社遠藤製作所
【英訳名】	ENDO MANUFACTURING CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 渡部 大史
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	新潟県燕市東太田987番地
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長渡部大史は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備し運用しております。

なお、内部統制は、財務諸表及び財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性を確保するために業務に組み込まれ、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。

このため、財務報告に係る内部統制には、判断の誤り、不注意、共謀によって有効に機能しなくなる場合や、当初想定していなかった組織内外の環境の変化や否定形的な取引等には必ずしも対応しない場合など、内部統制が有効に機能しない固有の限界を有するため、財務報告の虚偽の記載を完全には防止または発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2025年12月31日を基準日として行われており、評価にあたっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価基準に準拠しております。

当社は、「2025年12月期 財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況の評価に関する計画書」に基づき、全社的な内部統制の整備及び運用状況の評価し、当該評価結果を踏まえ、評価対象となる内部統制の範囲内にある業務プロセスを分析したうえで、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を選定し、当該統制上の要点について内部統制の基本的要素が機能しているかを評価いたしました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲については、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から、必要な範囲を決定いたしました。内部統制の有効性の評価にあたって、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、不正リスクを評価したうえで、財務報告に対する金額的及び質的影響並びにその発生可能性を考慮して決定しており、当社および連結子会社5社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。

業務プロセスにおける内部統制の評価範囲については、当社及び連結子会社は、複数事業の製造及び販売を行っており、各事業の事業規模を示す指標として売上高が適していることから、各社の事業規模を適切に反映させる売上高が最も合理的であると判断し、全社的な内部統制の評価結果を踏まえた上で、各事業拠点の前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去前）の金額が高い拠点から合算していき、前連結会計年度の連結売上高のおおむね8割に達している事業拠点（計5拠点）を「重要な事業拠点」といたしました。

それらの選定した重要な事業拠点における、当社および連結子会社の事業目的に大きくかわる勘定科目として、当社が製造販売を主たる業務としていることを踏まえ、売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。

又、財務報告への影響を勘案して、重要性の大きい特定の取引や事象に係る業務プロセスについても個別に評価対象といたしました。具体的には、税効果プロセスや固定資産減損プロセスを当該業務プロセスに係る勘定科目の重要性が高い事業拠点において評価対象に追加しております。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価手続を実施した結果、2025年12月31日時点において、当社及び連結子会社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4【付記事項】

付記すべき事項はありません。

5【特記事項】

特記すべき事項はありません。